

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第242号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営赤田地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営赤田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月26日から

令和5年6月23日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第243号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営芹川柳原地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営芹川柳原地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月26日から

令和5年6月23日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第244号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営大杉地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営大杉地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月26日から

令和5年6月23日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第245号

土地改良区の定款変更の認可について

新保用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第246号

土地改良区の定款変更の認可について

常東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第247号

土地改良区の定款変更の認可について

黒河土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第248号

土地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第249号

土地改良区の定款変更の認可について

布尻土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第250号

土地改良区の定款変更の認可について

上市川沿岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第251号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第252号

土地改良区の定款変更の認可について

町長土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第253号

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第254号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第255号

土地改良区の定款変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第256号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第257号

土地改良区の定款変更の認可について

婦負郡藤ヶ池土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第258号

土地改良区の定款変更の認可について

牛ヶ首用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第259号

土地改良区の定款変更の認可について

上条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第260号

土地改良区の定款変更の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

富山県知事 新田 八朗

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
中新川郡上市町荒田17番及び18番	同左	道路園地 緑地 下水道路	滑川市上梅沢 396番地1	グッドグッド不動産株式会社

